

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年10月5日 午前8時56分～午前9時33分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長 森 満 晃
副委員長 成 川 幸太郎
委員 川 添 公 貴
委員 下 園 政 喜
委員 帯 田 裕 達

委員 山 元 剛
委員 坂 口 正 幸
委員 岩 切 正 之
委員 溝 上 一 樹

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 中 島 由美子

○説明のための出席者

行政管理局長 鬼 塚 雅 之
総務課長 黒 木 諭
法制担当主幹 小 島 早智子

未来政策部長 古 川 英 利

建設部長 城之下 誠

農林水産部長 中 島 弘 喜

経済シテールズ部長 有 馬 眞二郎

議会事務局長 田 代 健 一

議事調査課長 久 米 道 秋

○事務局職員

事務局長 田 代 健 一
議事調査課長 久 米 道 秋
課長代理兼議事グループ長 上 川 雄 之

管理調査グループ員 米 森 祐 太
議事グループ員 森 谷 瑞 生
議事グループ員 今 吉 聖 人

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
-

△開 会

○委員長（森満 晃）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（大田黒 博）皆さん、おはようございます。2点ほど報告をいたします。

9月の30日、10月1日に全国レガッタ大会がございました。本市議会から参加をさせていただきました。すばらしい成績でありました。来年度に向けて、大変いいレースができたんじゃないかと思っています。

来年の大会は本市でございまして、来年9月の7～8日という発表がございましたので、おつなぎをしておきます。また、皆さん方、反省会等含めてよろしくをお願いいたします。

もう一点は、先日で不具合が生じました議場のシステム復旧状況についてでございますが、後ほど事務局から報告をさせますので、よろしく願います。

以上です。

△陳情の取扱いについて

○委員長（森満 晃）それでは、陳情の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情について事務局に一括説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

まず1番目に、川内原子力発電所1・2号機の40年超運転を求める陳情で、市内神田町、薩摩川内市原子力推進規制会会長から提出されたもので、9月14日に受理してございます。

2番目は、川内原発の安全対策工事の不備について、こちらは市内入来町、さよなら原発いのちの会から提出されたもので、9月26日に受理してございます。

3番目は、九州電力の再生可能エネルギー促進と出力制御について説明を求める要請についての陳情書及び4番目の使用済燃料の管理容量と乾式

貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書となっております。こちらはいずれも、市内神田町川内原発建設反対連絡協議会代表から提出されたもので、9月28日に受理してございます。

下段の申合せの欄を御覧いただきたいと思います。2の（2）のアでございます。

招集日から最終本会議7日前までに受理されたものは、最終本会議の審議または閉会中の継続審査事件として委員会付託を行うこととするというふうになってございます。

それでは、めくっていただきまして、陳情の1番目でございます。写しを御覧いただきたいと思います。

こちらの陳情事項でございますけれども、記以下にありますとおり、川内原子力発電所1・2号機の運転期間延長申請が認可された場合には、その後の手続を迅速に進め、一日も早く運転期間延長を認めることとなっております。

次に、陳情の2でございます。

こちら、記以下にありますとおり、2ページの上段になりますけれども、九州電力がやっていた工事をなぜ行わなかったのか、九州電力と原子力規制委員会の両者に説明を求めてくださいというもののほか、全部で7項目の陳情事項がございまして、

次に、陳情の3番目でございます。記以下にありますとおり、4行目、後段になりますが、太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に進めるほうが、会社の経営上もテロ対策防災上もはるかにいいという意見がある。なぜそれができないのか、市民として不可解であるということで、九州電力に具体的な説明と、それから議員だけでなく、市民も一緒に聞ける公聴会のような形を求めてもらいたいというものでございます。

次に、陳情の4番目でございます。記以下にありますとおり、20年延長になった場合、約2年で使用済核燃料の保管場所がなくなり、この管理容量の限界にどう対応するのか、また、乾式貯蔵施設の建設計画があるのか、九州電力に説明を求め、市民にも速やかに公表してもらいたいというような陳情事項となっております。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、これらの陳情については、申合せにより、

最終本会議での審議または閉会中の継続審査事件として委員会付託を行うこととなりますが、このことを踏まえて、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、川内原子力発電所1・2号機の40年超運転を求める陳情について、質疑、意見はありませんか。

○委員（帯田裕達）川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはと考えますが、どうでしょうか。

○委員長（森満 晃）そのほか意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは、閉会中の継続審査事件として委員会付託することとし、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように取り扱うことで御了承願います。

次に、2番目の陳情、川内原発の安全対策工事の不備についてですが、質疑、意見はありませんか。

○委員（帯田裕達）この件につきましては、これまで井上議員が一般質問等において、火災防護対象ケーブルの不備について質問されており、申合せ事項7の請願・陳情の取扱いにおける、3、陳情書又はこれ類するものの取扱い、（2）にあります、委員会に送付し、委員会は審査はするが、本会議では採決しないことが妥当と考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（森満 晃）そのほか意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。

○議員（井上勝博）確かに本会議で私が2回取り上げて、委員会でも審議をしていただくようお願いしたもので、委員会では、それは認められ

なかったわけですが、この陳情として出されたわけですので、従来どおり特別委員会で審議していただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（森満 晃）これに対して、当局から何かありませんか。

○事務局長（田代健一）ただいま帯田委員のほうからございました、陳情取扱いについては、平成3年の9月に陳情等の取扱いについて、今回と同様の、本来委員会の所管に属する事務についての陳情があった場合について、従来の陳情取扱いに加えて、委員会独自の調査権を行使するといった形で、陳情を取り扱うために新たに設けられた陳情の取扱い項目でございます。

なお、これまでの間に同項を適応された陳情については、平成3年の、1件ございます。

○委員長（森満 晃）ありがとうございます。そのほか御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）今ほど帯田委員のほうからありましたように、申合せ事項の（2）のAですね、委員会に送付し、委員会は審査するが、本会議では採決しない。これまで井上議員におかれましては、今ほどありましたように、一般質問等において質問をされ、ただ、委員会においては審議がなされておりませんでした。今回は委員会については審査をするということですので、御理解をいただきたいと思います。

○委員（川添公貴）確認をしておきたいと思うんですけど、この請願から陳情に変更になった理由、これが一つ、どうも昨日からずうっとこれ読んでてじっくりこないんですけども、これ、さよなら原発いのちの会というのは、井上議員が提出者であるのかということ、ここには堀切時子さんって書いてあるんですけども、請願・陳情の権利は憲法で保障されているんで、そこをしっかりと明確にしないと、送付をして審査だけをするということは、可能であることは確かなんですけども、そこを明確にしていきたいと思います。

○委員長（森満 晃）当局にお尋ねしますが、この請願から陳情、この件について何かありますか。

○事務局長（田代健一）本陳情については、当初、請願の形を取って提出がなされたものでございます。見え消しで修正がしてございますとお

り、紹介議員が井上議員になっておりまして、取扱いについて、請願については委員会の属する議員については、請願の紹介議員になれないといったことがございますので、その点についての確認を行いましたところ、陳情書に変えて提出がなされたものでございまして、陳情としての要件を具備しておりましたので、議長において受理したものでございます。

○委員（川添公貴） いやいや、井上さんがるる事あるごとに一般質問、それから委員会等で、このケーブルについては、質問されているのは私も十分承知をしているんですけども、要はその、論点がそこではなくて、この陳情者が井上勝博議員であるかということですよ。ここには堀切時子氏って書いてあるんで、常に井上さんがその発言をしているということをもって、委員会送付をして、委員会で審査はするけれども採決はしないというのは、その項目があるのは理解しているんですけども、その接点と論点がきちっと整理をしないと、堀切氏イコール井上さんということに理解せざるを得ないと思うんですよ。ですので、私個人としては、審査する以上はどちらでも構わないんですけども、そこをきちっと整理しないと、同一人物であるかのごとく、これを処理を受けるということは、やはり請願・陳情の趣旨、憲法の趣旨からいっても好ましくないとは私は理解しているんですけど。

○委員長（森満 晃） ただいま川添委員からありましたように、内容等につきまして、火災防護対象ケーブル等の問題につきましては、当議会、井上議員のほうから一般質問等あるいは委員会等でも質問等がありましたが、今回、陳情者が堀切時子さんであるということで、そのことも踏まえて議論すべきではないかという御意見ですが、委員の皆様から御意見ございませんでしょうか。

○委員（川添公貴） 意見が出ないようですので、いや、論点は、憲法にのっとって、そして請願・陳情の権利は有しているということを理解した上で、やはり、これ、井上氏が紹介議員としてこの陳情を持ってこられたという事実を踏まえて、やはり常日頃自分が言っていることを陳情という形で、形を変えて提出されたものと解すれば、これは同一人物であろうかということを推察できるんで、それにおいて堀切氏と井上氏が、これ、書面

上の同一人物であろうかということを推察すると、先ほど言った形でも私は構わないと思います。だから、同一人物と推察することに至る根拠がそこにあったということであれば、それで私は理解していきたくと思いますけれども。ただ、個人の権利として保障されていますので、そこを簡単にばんと蹴るというのは、しっかりとした理由をつけないといけないとは私は思っております。

ですので、繰り返しますけれども、この陳情を持ってこられたのが井上氏であるということ、それから内容については、井上氏が常日頃言われていることに賛同された方の意見かもしれないし、そこは置いといて、持ってこられたということ、それから内容が一緒であるということは、堀切氏と井上氏が同一人物、同等の人物であると推察することができるとするならば、先ほど言われた、処置に至ることも間違いではないということだと思います。その説明さえしっかりすれば、私はそれでいいと思いますけど。

○議員（井上勝博） 堀切時子さん自身が持ってこられた陳情でありまして、最初は、先ほど説明があったように、私が紹介議員で、請願という形でお願いをしていたわけですが、紹介議員になれないということで急遽陳情に切り替えました。それは話合いによって陳情にしたわけですが、あくまでも陳情者は堀切時子さんです。この問題については、私だけが言っているんじゃないわけで、多くの方がやっぱりこれはおかしいということは言われているわけで、堀切時子さん自身の陳情であるということをしっかりと、堀切時子さんが持ってこられた陳情であるということは、事実として確認をしていただきたいと思います。

○委員長（森満 晃） 内容としましては、前から井上議員のほうから質問等がありました、火災防護対象ケーブル等を含めた安全対策工事の不備についてという内容でございます。ただ、提出者は堀切時子氏であるということでございます。このことを踏まえまして、この陳情についてどのように取り扱いますか。御意見はございませんでしょうか。

○委員（川添公貴） 通常のルールどおり付託をしたほうが私は整合性があると思いますけれども、ですので、しっかりと受理して、委員会付託をして、そして採決をすると。可か否かということは

まだ審査の中で出てくるかと思うんですけれども、やはりしっかりと、この（２）のＡにおいても、委員会は審査するんであって、議会がその可否について判断をしないということは、ちょっと私は卑怯かと思うんで、しっかりと付託をして、可否の判断をすべきだろうと思います。ですので、特別委員会に付託する方向が私はいいかと思いますけれども。

○委員長（森満 晃） そのほか意見はありませんか。副委員長ありませんか。

○委員（成川幸太郎） 今、川添委員の話を聞きました。やはり、井上議員の話を聞きますと、堀切さんが請願されて、当初紹介議員で井上議員の予定が委員はなれないということで、陳情に切り替えられたというようなことなので、川添委員から言われたように、委員会付託をしたほうがいいのではないかと。

○委員長（森満 晃） そのほか質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは、閉会中の継続審査事件として委員会を付託することとし、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 御異議ありませんので、そのように取り扱うことで御了承願います。

次に、九州電力の再生可能エネルギー促進と出力制御について、説明を求める要請についての陳情書について、質疑、意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎） これは、見方によっては原子力発電所に絡んだというような形も取れないことはないんですが、再生可能エネルギーの促進と出力制御ということになっていますけども、この再生可能エネルギーについての所管というのは、どこに、大体、主としてなるのか、ちょっと事務局にお尋ねします。

○議事調査課長（久米道秋） 産業戦略課になるようでございます。

○委員長（森満 晃） 産業戦略課になるようですが。

○委員（成川幸太郎） でしたら、産業建設委

員会のほうに付託したらいいのかなという気がしますけども、いかがでしょうか。

○委員長（森満 晃） そのほか意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） オブザーバーありませんか。

○議員（井上勝博） 確かに再生可能エネルギーが触れられてはいるんですけれども、ただ中心的には、なぜ再生可能エネルギーの出力制御が行われるのかということについての原因として、原子力発電のことで取り上げているので、特別委員会でやるべきじゃないのかなと思います。

○委員長（森満 晃） 委員の皆様からありませんか。

○委員（川添公貴） この後、また審議に入る陳情と一緒になんですけれども、願意のところについて、この後の陳情とほぼ同文が願意として書いてあるということ、願意は願意としてあって、何を求めるかという結論に、部分において、再生エネルギーについて説明をしろということ、それから何を求めるかということ、再生可能エネルギーが非常に豊富であるということを主張されております。それを認めるということ。それからそれについて不可解である、下から２行目ですね、市民として不可解であるので、九州電力に具体的な説明の場をとということで、再生可能について説明の場を求めたいというような趣旨になってございます。ということは、先ほど副委員長のほうからありましたように、再生可能エネルギーについて所管するところに付託したほうがいいと私は考えています。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは、閉会中の継続審査事件として委員会付託することとし、産業建設委員会に付託することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 御異議ありませんので、そのように取り扱うことで御了承願います。

次に、使用済核燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について、説明を求める要請についての陳情書について、質疑、意見はありませんか。

○委員（帶田裕達）川内原子力発電所対策特別委員会に付託してはと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは、閉会中の継続審査事件として委員会付託することとし、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように取り扱うことで御了承願います。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局職員入室]

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（森満 晃）次は、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田代健一）資料2―1、付議事件等区分表案を御覧ください。

まず、受理陳情が4件、先ほど御協議いただきましたとおり、陳情7号は産業建設委員会に、陳情8号から陳情10号までの3件は原子力発電所対策調査特別委員会に、それぞれ閉会中の継続審査事件ということで付託してはいかがかと考えます。

次に、市長からの報告が1件、報告第28号は、市道の維持補修作業中において発生した事故に伴う損害賠償及び和解に関する専決処分であり、本日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、本日追加上程されます市長提出議案は、一般議案1件及び任期満了に伴う人事案件2件の計3件であります。

議案第118号は、構成団体の名称変更に係る鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、

議案第119号は、公平委員会委員の選任について、議案第120号は、教育委員会の任命についてで、以上の3件は、本日の本会議で審議してはいかがかと考えます。

次に、資料2―2、討論通告一覧を御覧ください。

井上議員から4件の通告がございました。生活福祉委員会付託案件では、議案第107号、109号、110号に係る反対討論、各常任委員会分割付託案件では、議案第101号に係る反対討論がそれぞれ予定されております。これらの討論のうち、生活福祉委員会付託案件の3件については、一括討論いただくことになります。

また、閉会中の継続審査の申出につきましては、総務文教委員会から請願第6号について申出がございました。

次に、2―3、議案等採決区分表を御覧ください。

まず、反対討論の通告がありました議案第107号、109号、110号の順に、それぞれ個別に電子表決システムでの採決を行うこととし、その後の議案第102号、103号及び108号の3件は一括して簡易採決、議案第111号から113号までの3件は、いずれも剰余金処分と決算認定の二つの議決を要する案件でございますことから、先ほどの簡易採決とは別に、一括して簡易採決にはいかがかと考えます。

次に、産業建設委員会付託案件では、決算に係る議案第104号から106号までの3件を一括して簡易採決としてはいかがかと考えます。

次に、各常任委員会に分割付託されておりました議案第101号については、反対討論の通告がありましたことから、電子表決システムでの採決としてはいかがかと考えます。

○委員長（森満 晃）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）委員の皆様から質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前9時24分休憩

~~~~~

午前9時33分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

---

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、以上で、議会運営会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 森 満 晃